

近世土地移動の時代的性格

丹 羽 弘

は し が き

地主制ないし農業構造に関する従来の研究にみられた欠陥の一つは、地主の量的な土地集積度や小作地率を、そのまま地主的土地所有の成熟・展開度に直結させる傾向がみられたことである。そのことは、幕末維新时期、各地で多様に展開している地主・小作関係の異質性を無視し、一般化するおそれがあると思われる。

すでに丹羽邦男氏はこの点に着目し、「領主権の弱化という事実から、幕末農民経済の発展、地主制展開を、領主支配関係を捨象して——というよりは無視して追求していく傾向、あるいは幕府直轄領下で得た農民商品生産、地主的土地所有についての認識をそのままの形で全国に一般化しようとする傾向」を批判して、「維新时期における地主・小作関係の性格」を旧藩領域・幕府直轄領域別に分析を試みられている⁽¹⁾。

本稿においても、以上の問題意識にたち、近世幕藩体制下、とくにその解体期における農村構造の変質過程を分析する一環として、幕藩領主の諸政策と関連させながら、美濃縞地帯を対象に、この時期土地移動＝金融の形態とその時代的性格を明らかにしようとするものである。

この地帯については、旧稿において、綿業を主とする「商品生産の展開と農民階層分化の概観」・「幕末維新时期における農民諸階層の存在形態」⁽²⁾についてみてきたので、それらと関連して、加納藩に属する下佐波村・日置江村を主としてとりあげることとしたい。紙面の制約もあり、この時期の具体的な「地主の

土地集積と地主小作関係」については続稿に譲ることとしたい。

注 (1) 丹羽邦男『形成期の明治地主制』、なお明治前期の土地移動の性格を全国的規模で分析されたものに、「明治十年代における土地取引の地域的性格」(堀江英一・遠山茂樹編『自由民権期の研究』第四卷)がある。

(2) 『岐阜経済大学論集』V-1・3

I 幕藩領主の土地移動=金融対策

本稿に必要な限り、幕府および美濃諸藩の土地移動=金融にたいする政策についてみておきたい。⁽¹⁾

幕藩体制は農民からの貢租を経済的基盤としていた。したがって近世初期、幕藩領主は全剰余労働搾取原則にたち、農民の土地緊縛、小農自立・維持政策を農民支配の基調とし、いわゆる封建的経済外強制をもって種々の統制を実施した。寛永20(1643)年の田畑永代売買禁止令、寛文13(1673)年の分地制限令、寛永19(1642)年以来度々出された土地利用制限令をはじめ、転職・移動の禁制、その他衣食住にわたる広汎な干渉政策がすなわちこれである。

こうした諸制限のうち、ここでは土地移動に関する最も重要な田畑永代売買禁止令についてみておこう。近世初期幕藩領主の土地政策は、年貢の確保をはかるため、検地における検地帳に登録された名請人を年貢負担者として土地に緊縛するとともに、土地自体の移動を禁ずることとなった。

寛永20年3月、幕府は「田畑永代売買禁止令」を出している。これは、

一、田畑永代之売買仕ましき事、⁽²⁾

一、身上能百姓は田地を買取、弥宜成、身体不成者は田畑令沽却、猶々身上不可成之間、向後田畑売買可為停止事、⁽³⁾

という禁令にもとづくものであり、違反者への罰則をつぎのように規定している。

田畑永代売御仕置

- 一、売主牢舎之上追放，本人死候時ハ子同罪，
- 一、買主過怠牢，本人死候時ハ子同罪，
- 但、買候田畑ハ売主御代官，又ハ地頭江取上之，
- 一、証人過怠牢，本人死候時ハ子に構なし，
- 一、質＝取候者，作り取りにして，質＝置候ものより年貢相勤候得ハ，永代売同前之御仕置，但、頼納質といふ，
- 右之通，田畑永代売買停止之旨，被仰出候，⁽⁴⁾

この禁令は，土地売買により，貧農が一層没落して「身上能百姓」に土地が集中されるのを防ごうとしたものであり，小農経営を維持して年貢収納の確保を意図したことは明らかである。

ところで，この小農維持策としての禁令は，封建地代＝年貢納入と関連させてみるとき，現実にそぐわない矛盾につきあたる。すなわち農民相互の土地売買＝移動の最大の理由は，領主によって強制される年貢完納義務にある。領主が年貢収奪を第一義とする限り，困窮し年貢納入に支障を来した農民は，売買が禁止されているとき，自己の所持地を質入せざるを得ない。幕府の田畑永代売買禁止令も，質入主が年貢諸役を負担し，質取主が作り取りをなす「頼納質」⁽⁵⁾を禁止しているのであって，一定期間を限って土地の請返を契約する質入や年季売＝本物返は認めているわけである。

土地移動に質地関係が展開し，質入・質取主相互間の紛争が生ずるとなると，当然質流を認めるようにとの要求が強くなる。元禄8（1695）年幕府は，関東郡代伊奈半十郎の伺にたいし，勘定奉行の「御付紙」の形で，「質地取扱に関する十二カ条の覚」⁽⁶⁾を出している。ここには最初の1カ条のみをあげておこう。

- 一、田畑・屋敷質物に入，年季を限り，年季明請返候筈に相定，不請返候はゞ先にて手作致候共，又は外へ質に入候共構無之証文，御付紙，
- 此田畑・屋敷年季質物に入置，年季明候節不請返候者，先にて手作致候共，又は他へ質物に入候共構無之旨書載手形之事，質地流候証文障り無

之、年季明不請返候はば無構、双方相対を以相定置候上は、只今に至り可
請返旨申段歎立候条、手形文言之通り質に取候者之次第に可申付事、

この「覚」は初めて質流を認めたものであり、全体として質取主側に有利な形をとっている。こうして田畑永代売買禁止令は実質的にくずれていくこととなる。

質地関係の展開にたいし、幕府は質入の形態と年季の両面から統制を加えていくが、享保6(1721)年12月、いわゆる「流地禁止令」⁽⁷⁾を公布している。この禁令の質地の取扱に関する部分のみを摘記すれば以下の如くである。

(1) 只今迄質入=致置候分、又は当然訴出候て出入=成候分ともに、質年季明候は、手形仕直させ、小作年貢=ても前方極置候分ハ、壹割半之利積之外は金子損失=いたし、只今迄質地之小作年貢滞り有之は、壹割半之利金積を以元金之内え加入、其後ハ無利之済崩之積り、金高壹割半宛年々返済之定=手形申付、元金切次第、幾年過候ても地主え相返シ候様=可致候、

(2) いた年季懸有之分共に訴出候は、是又向後右之通利分壹割半之積り=改之、手形仕直させ可申候、

(3) 五ヶ年以前酉年(享保2年)以来限之訴出候分は、只今迄裁許を以流地=成来候分=ても、当然元金不残差出シ、田地請戻シ度と願出候もの=は請戻させ可申候、但流地持候者之方=て、田地配分いたし置、又は年季売質地等=も致置候分は、其儘=いたし請戻させ申間敷候、流地取候もの=手前に田地有之分計、右之通請戻させ候様=可申付候事、

(4) 自今は質田地を以金子借り候事、其所之田地直段=貳割之積を以、手形=名主・庄屋・組頭等加判可仕候、質地地主=直=小作いたさせ候といふとも、向後ハ小作之年貢壹割半之利積を以、小作入上ヶ可相極候、是より高利=不可致候、壹割半より利安=借シ借り致候儀ハ相対次第たるべき事、

この禁令は、質入年季明け後、小作関係に仕直させるか或いは質地を請戻させるかによって、「自今ハ質田地一切流地=不成候様」規定したものであり、

幕府が耕作者農民側にとって、小農経営の維持を意図したものであるとみなされる。周知の如く、この法令を契機として、本百姓の質地奪還運動である質地騒動（出羽国村山郡長瀬，越後国頸城地方）がおこり、享保8年8月，流地禁止令は撤回されている⁽⁸⁾。以後幕府の質地対策は，質地出入に関連して，質地証文の形式や年季明け後の処置等々の諸規定を公布しており，幕府以来の小農自立・維持政策は一貫してみられるとしても，権力側の政策は，地主擁護に大きく傾斜していったものとみなされる。

田畑永代売買禁止令の罰則規定も次第に緩和（元文3年・寛保2年）され⁽⁹⁾，延享元（1744）年6月，評定所諸奉行（大岡越前守・島長門守・水野対馬守）は，この禁令と罰則規定とを撤回してはどうかと，つぎの如く幕府へ伺をたてるに至っている。

田畑永代売之儀ハ、寛永二十未年被仰出候ニ付、只今迄右之通御仕置候得共、御下知之通田畑ニ離れ申度ものハ無之、無抛売買をも仕来候儀と奉存候、其上質地ニ入候程之ものハ請戻候手当も無之、流地ニ罷成候類数多有之候得共、名目替候迄ニ而即永代売ニ相成候間、次度右御仕置ハ相止候而も可然哉ニ奉存候付奉伺候

これにたいして幕府は、

此儀ハ売買御免ニ成候而ハ、不身上之百姓当分徳様ニ目を付猥ニ田畑売放候様可相成哉、其上此度之御定ニ成候得ハ売主咎メも軽ク、且又是悲差詰り候得ハ今迄之通質地ニ差入候得ハ差支も無之候間、先今迄之通ニ可差置事⁽¹⁰⁾として、一応この伺を却下し、この禁令を存続させているが、罰則をつぎの如く大幅に緩和している。

- 一、田畑永代売いたし候もの過料，加判名主役儀取上，証人叱り，
 - 一、同買取候もの，永代売之田畑取上叱り，
 - 一、高請無之開発新田畑等，其外浪人侍等所持之田畑永代売無構，
 - 一、質ニ取候もの作取にして質置主年貢諸役働候分，
- 質置主過料，質取候者地面取上過料加判名主役儀取上証人叱り，

一、隠地いたし候もの、中追放、⁽¹¹⁾

ここにおいて幕府の田畑永代売買禁止令は、形式上罰則が残されたが、実質的にはほとんど効果を失い、質流を通じての土地集積が体制的に公認されることとなった。土地移動は質入形式をとることが要求されたが、この場合でも、質入年季を10ヵ年とし、それ以上は質流とし、質入証文に年季を限定せず、または請戻の文言なきものなどは永代売とみなして禁止した。質地にたいする年貢は質取主が負担するのを原則とし、頼納・半頼納・残地・切畝歩などの方法による契約も禁制とされた。⁽¹²⁾

以上にみてきた幕府の田畑永代売買禁止令および質地政策にたいする諸藩の対応は多様であった。ここでは美濃地方に限って簡単にみておくこととしたい。

尾張藩では、従来の仕置の再確認として出された承応2(1653)年の「法度条目」によれば、「売買禁令の違反は売主三〇日の籠舎、買主二〇日の籠舎とし、その田畑は没収すると規定している⁽¹³⁾」。しかし正保4(1647)年の頃、美濃に属する尾張藩領で、他領への売田が問題となったとき、「御領分へうり候へハ御仕置も可罷成候へ共、他領へうり候儀あなたに同心無之候へハ悪候間、其ま置候へと⁽¹⁴⁾」、他領との問題では、この禁令を適用していない。

郡上藩については、青山氏時代に庶民取締りの法令として、文化7(1810)年12月に公布した「在々法令之条目」⁽¹⁵⁾によってみておこう。

一、田畑永代売買は公儀御制禁之事候間彌堅可相守候、田畑質地に入候節地

主方より年貢を納候約諾仕、又は地主方に高を残質地に入候堅停止之事

田畑永代売買は公儀御制禁、頼納質や地主方に高を残して質入することも禁じている。ところが、つぎの史料にみる如く、「要用之子細」あるときは、田畑家屋敷の売買と「田畑本物返し」を村役人の加判を通じて認めている。

一、依有要用之子細、百姓家屋敷令沽却は、其村々庄屋組頭え相談之上究之、田畑本物返し証文又は家屋敷等沽券之証文に、売主之一類並に庄屋組頭令加判、証文可取替事

附、此以後之田畑本物返家屋敷沽券等に、其所之庄屋組頭加判無之証文を以て、向後及違論訴え出といふとも、許容有ましき事
ただしこの場合も、二重の本物返や売渡は禁止している。

一、一所之田畑家屋敷若両方へ致証文、本物に入又は売渡事あらば不届至極たる之間、当人は不及申加判之輩まで急度可処罪科事

質入した田畑家屋敷の請返については、つぎの如く述べている。

一、百姓之田畑家屋敷質物に入れ、請返す事及遅々といへ共猥不可押取、或半年或一年随其品相待、猶於滯は質取候ものより役人へ窺可相極也、若質主之百姓令死去遺跡無之か又は捨令逐電もの、其村之庄屋組頭申出郡代之差図受べき事

すなわち質入田畑屋敷の請返が遅れても、半年か1年は待ち、それ以上遅れたときは、質取主が役人の指示を受け、若し質入主が死亡してあとがないとか、逐電した場合は、村役人から申し出て、郡代の指図を受けることとしている。

以上僅か二藩についてみたのであるが、幕府の田畑永代売買禁止令や質地政策にたいする諸藩の対応は、各藩の政治・経済的事情を反映して多様であったと思われる。しかし佐々木潤之介氏が述べられているように、享保期の質流禁止令とその撤回とは、各藩政に大きな影響を与え、ほぼこの時期に領主権力は、積極的な本百姓維持策から地主層擁護の方向を辿ったとみなしてよいであろう。

注 (1) この問題については、大石慎三郎『封建的土地所有の解体過程』、古島敏雄篇『日本地主制史研究』所収の安良城盛昭「近世初期における農民支配政策の展開」、佐々木潤之介「幕藩体制下の農業構造と村方地主」、大石慎三郎「寄生地主形成の起点」などの諸論考にくわしい。

(2) 『御触書寛保集成』1310号（児玉幸多編『近世農政史料集一』所収、以下同じ）

(3) 『同上』1309号

(4) 『徳川禁令考』2787号

(5) 頼納質については、貞享4年4月にもつぎの禁令を出している。

覚

一、質地取候者、年貢不出之、質地に遣置、無田地者方より年貢役等相勤候もの
有之由相聞、不届之至候、堅停止事、 (『御触書寛保集成』2602号)

- (6) 『日本財政経済史料』三卷1081～4頁
- (7) 『御触書寛保集成』2604号
- (8) 『同上』2606号
- (9) 「御定書百箇条抄」(児玉幸多編『前掲史料集一』230—244頁)
- (10) 『徳川禁令考』後集第二、218頁
- (11) 『前掲史料』二卷998頁
- (12) 『日本経済史辞典』上巻708頁、大石慎三郎校訂『地方凡例録』上巻、安藤博編『徳川幕府県治要略』等参照
- (13) 『岐阜県史』通史篇近世上1023頁
- (14) 大石慎三郎『前掲書』36—7頁
- (15) 『郡上郡史』387—8頁
- (16) 佐々木潤之介「前掲論文」

Ⅱ 土地移動＝金融の形態と時代性格

ここで主として分析の対象とするのは、加納藩に属する厚見郡下佐波・日置江両村である。加納藩が前記幕府の土地政策に如何に対応し、土地移動＝金融に如何なる独自の対策を実施したかは、ほとんど明らかではない。美濃地方では、近世初頭以来「頭分制」と呼ばれる身分的階層制が、幕藩体制下の村落支配を実現し、村落共同体的秩序を維持するものとして強固に存続していた。そして加納藩の財政は既に元禄期頃から窮乏をみるに至り、「延享・寛延年間(1744—50)勝手方として領内各地の頭分二〇人に依存し⁽¹⁾」ていた。こうした事態から加納藩では、前節でみた権力の積極的本百姓維持策から地主層擁護への転換は、比較的早期になされたのではなからうかと推測される。

第1・2表は、土地移動＝金融形態を分類し、その時代性格をみるために、下佐波・日置江両村の証書類とその「書留帳」により作製したものである。

第1表 日置江村土地移動=金融の形態

年 代	永代 高切 質入 流	質入 年季 売		書入(I)		書入(II)		替 地	無担保	
		イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ		イ	ロ
1675~1700(延宝3~元禄13)	2							1		
1701~ 25(元禄14~享保10)	25	1								
1726~ 50(享保11~寛延3)	45	2		1				1		
1751~ 75(宝暦1~安永4)	58	7	5	1	3	3	7	1	1	3
1776~1800(安永5~寛政12)	6	33		1	1	1	1	4		
1801~ 25(享和1~文政8)		1			3	1	1		1	2
1826~ 50(文政9~嘉永3)		7		1	2	1	9		20	2
1851~ 60(嘉永4~慶応2)		5		1	1	1	13	1		16

第2表 下佐波村土地移動=金融の形態

年 代	永代 高切 質入 流	質入 年季 売		書入(I)		書入(II)		替高寄譲 地分進渡	無担保	備講書 入	考仕請 替戻
		イ	ロ	ハ	イ	ロ	イ				
享保13	1728	1									
元文5	40	1									
寛保2	42		1								
3	43		1								
延享4	47	1									
寛延1	48	1									
△	2	49	1	2							
○	3	50	8	2	2	1	3			1	1
○宝暦1	51	14	3	2	2	6	2			1	
○	2	52	8	1	3	4	2				
○	3	53	3	3		8					
○	4	54	4	7	3	2	4				
△	5	55		3		5					1
	6	56		2	1	2					
	7	57		2		4					
	8	58		2	1	2					
	9	59		5	1	2					1
	10	60	1	7							
	11	61		6	1						

年 代	永代 高切 質流 入	質 入 流	質 入		書 入		替 高 寄 譲 地 分 進 渡	無担保	備 考 講 仕 請 書 入 替 戻
			年 イ	季 ロ	(I) イ	(II) ロ			
宝暦12	1762	7							
13	63	2	1		1				
明和1	64	3	1						
2	65	2							
3	66	6			1				
4	67	2			2				
5	68	2			1				
6	69	4							
7	70	1	1	2	2				1 2
8	71	10							
安永1	72	1	2						
2	73		1						
3	74		4						
5	76	1							
6	77		1						
7	78					1		2	
8	79		1			1			
9	80		2			1			
天明1	81		1						
2	82		2				1		
3	83		1						
4	84				1				
6	86		2			1			
7	87					1			
8	88								
寛政1	89		1						
2	90		3						
3	91		3						
4	92		3						
5	93		1						
7	95		1						
8	96							1	
10	98		1						
△	11		3	2 2	4				1

年 代	永代 高切 質入 流	質入 年季 売	書 入		替 高 寄 譲 地 分 進 渡	無担保	備 考	
			イ ロ ハ	イ ロ			イ ロ	イ ロ
△寛政12	1800	8	3 1	6	2			
△享和 1	1	3		4 1				1
○ 2	2	1 11 1	4 2 3	10	1 1	1		1 1
○ 3	3	1 16 2	1	5	1			1
○文化 1	4	17	2 1	7 1		1 3		1
△ 2	5	6	5	5				
○ 3	6	24 1	4	4	5	1		1
○ 4	7	14	3	11	4 3		1	1
○ 5	8	20	2	13	3 1		1	1 4
○ 6	9	19	1	7	2			1
○ 7	10	9 1		8	3 1	1		3
○ 8	11	12	2	8 2		1		2
○ 9	12	1 10	1	17 1	1 1			1
○ 10	13	25 1	1	13 1	1			1 3
△ 11	14	4		3				
○ 12	15	17 1	3	4 2	1	1 1		
△ 13	16	3	1	10	1	1	1	
△ 14	17	2 2		5 1	1 1			1
○文政 1	18	14	2	14	3 2		3	3
△ 2	19	6	1	12	1 1	1	4	
△ 3	20	12 1		6	1			
○ 4	21	42 1	2	27 2	2	3		2 2
○ 5	22	2 7 1	4	33		1 1		2
○ 6	23	24	1 3	24 2	4			
○ 7	24	17	3	21	5 2	1	2	2
○ 8	25	20	1 1	18	6	2		2 1 1
	9	26	1					
	10	27		1				
	11	28	1					
	12	29	1					
△天保 1	30	5		8	2	2	1	
○ 2	31	18	1 5	42 1	2	2	1 1	14 6
○ 3	32	1 6	1 4 1	39 3	3 1			16 8
○ 4	33	1 20 2	4	29	2	3		17 33

年 代	永代売	高切入	質入流	質入季売		書入(Ⅰ)		書入(Ⅱ)		替高寄讓 地分進渡	無担保	備講書入	考仕請 替戻			
				イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ					イ	ロ	
○天保 5	1834	49	1	2	5	1	85	6	4	2	1	1	12	32		
○ 6	35	23		1	6		76	9	4	1			7	32	31	
○ 7	36	2	20	1	5		55						4	38	9	
○ 8	37	3	13	7			64	5	3			1	1	44	11	
○ 9	38	3	11	4			82	5	1	1			4	43	27	
△ 10	39	5	4	2			34	2	2				1	19	4	
	11	40					5		1			2			2	
	12	41	1	1			4		1			1	1		2	
△ 13	42	2	8	2	4		15	3	1			3	2	10	8	
△ 14	43	1	2	1			38					4	20		15	
△弘化 1	44	4	13	1	1		14			1	1	2	6		9	
	2	45	1	1			3		1			2			4	
△ 3	46	1	1	2	1		29	1				6	1	12	8	
○ 4	47	1	10	1	1		42	3				4	2	28	8	
○嘉永 1	48		11	4			37			1				19	11	
○ 2	49		6	1			34	1	1			1	1	1	16	14
○ 3	50	1	10	2			24	2		1	1	5	2	10	13	
○ 4	51	5	9	1	1		32	2				4	1	16	15	
○ 5	52	2	7	1	1	3	1	27	2			5	1	14	12	
○ 6	53	3	10	1	1		23	1				2	1	12	6	
○安政 1	54		6				17	2		1			1	7	5	
○ 2	55	3	12				12	5					2	5	6	
○ 3	56	1	5	1	1		13	3	1	2			2	4	2	
△ 4	57	2	3				9	2		1			1	1	4	
△ 5	58		5	2			12	3	1	1		2	3	3	7	
○ 6	59		2		1		12	3		1			1	1	2	
○万延 1	60	2	12		2		13		1					4	6	
○文久 1	61	1	23		1		18							2	2	
○ 2	62	6	21	1	2		10								4	
○ 3	63		12				6	1					1	1	1	
○元治 1	64	2	13		2		6			2					2	
慶応 1	65		1												1	
○ 2	66	2	5		1		5	1	3			1	1		2	

年 代	永代売 高切入 質流	質入 年季売 イロハ	書入		替高寄譲 地分進渡	無担保 イロ	備考 仕請 書入 替戻
			(Ⅰ) イロ	(Ⅱ) イロ			
○慶応3	1867	1 26 1	1 1	17 1	1	1	3 4
明治1	68	1 1		1			
2	69	6 1	1				
3	70	1				1	
4	71	4					
12	79	1					

補注 第1・2表作製に関する依拠史料その他について、ここで必要な限り説明しておきたい。

- (1) 第1表は、日置江村の証書類（青木孫三郎家文書＝岐阜大学教育学部博物館蔵）のみにより、25年毎に区分して表示した。なお年号不明の証文30通余が存在するが、ここでは省略してある。
- (2) 第2表は、下佐波村の証書類とその書留帳（青木久太郎家文書＝証文と書留帳の一部拙蔵、他は同上博物館蔵）とにより作製した。書留帳は寛延2年から宝暦5年までの「田畑売買並質入手形書留帳」1冊と寛政11年以降若干年を除いて慶応3年に至るまでの「書入並質流証文書留帳」49冊がある。土地移動＝金融の形態とその時代的变化とを、できるだけくわしくみるために各年次別に示し、本文と関連して半世紀毎に区切っておいた。書留帳により、その年の土地移動＝金融のすべてがわかるものは年次の前に○印、その一部がわかるものは△印を付した。符号のない年次は証文のみによっている。なお証文と書留帳との重複は避けてある。
- (3) 下佐波村の書留帳の場合、享和元年以降、永代売と質流とは、「書入」と区別して、同じく「高切入」と記載されているので、両者を区別することはできない。それを可能にするのは、該当する証文の存在する場合のみである。また証文端書（時には内容）から、永代売、質流、年季売（本物返）、質・書入などの区分ができない場合がかなり多い。例えば「質流＝相渡シ申地所之事」の内容が、「永代貴殿江御扣被成……売切証文仍而如件」であったり、逆に「売渡申畑之事」の内容が、「我等扣之畑田質流＝相渡シ……」とされている場合がある。ここでは証文と書留帳とで一致するものは証文によって永代売・質流を区分し、他は高切入として一括してある。
- (4) 占有担保金融としての質入・年季売（本物返）は、(イ)「何ヶ年過何時たりとも元金返済ハハ地所御返可被下」と年限を規定しない「無限返証文」、(ロ)年季（例えば3～10ヵ年）の記載のあるもの、(ハ)年季の記載のない「高切入返証文」に区分した。

- (5) 非占有担保としての書入(Ⅰ)・(Ⅱ)は短期のものが多く、(イ)1年以内のもの、(ロ)それ以上のものに区分した。
- (6) その他の土地移動形態として、(イ)替地(土地の交換。条件により代金を支払う)、(ロ)高分(多くは親子・兄弟間での分地)、(ハ)譲渡(無償あるいは譲渡売買の場合がある)、(ニ)寄進(観音寺)を表示した。
- (7) 参考のため、証書類のみから無担保金融としての貸借を、(イ)期限1年以内、(ロ)1年以上と区分して掲げた。残された証文のみによったので、このほか多数存在していたことは明らかである。
- (8) 備考欄に、講書入・仕(書)替・請戻件数を示した。仕替・請戻については、天保2年以降は書留帳に明示されているので、その件数を示し、それ以前は判明するものみの件数をあげている。

I 17世紀

この時期の証文には、日置江村の永代売2件(延宝3・6年)と替地1件(元禄8年)があるのみで、17世紀前半のものは残されていない。『岐阜県史』史料篇近世Iには、近世初頭的美濃地方のものとして寄進・永代売・質入=頼納質の例をあげている。寄進には、慶長5(1600)年、岐阜屋島町大島伝左衛門尉から本誓寺への町屋敷寄進状(近世I-83)、同15年石徹白彦右衛門尉後家が長左衛門尉に田を「年々=米大舛七升つゝ=仕候て、坊主へあけ可申定」の売寄進状(同-84)がある。永代売には、同6年四至のみを示した屋敷を米1石で売渡した例(同-79)、同15年金銀銭の代米に田3ヵ所を売渡した例(同-59)、寛永15(1638)年反別9畝、高0.99石の下田(2筆)を「納米壹石貳斗九升八合拂五斗=永代うり」した例(同-60)、同21年反別2反8畝6歩、高3.253石の中・下田(3筆)を「御蔵米貳石四斗=来年一作売渡し」た例などがあげられている。こうした近世初頭の土地移動に関する証文には、かなり強く中世的形式を残しているものが多く、時代的特色をよく示している。正徳4(1647)年には、預り金3兩銀4匁の利息として畠3畝余を書入し、「其方へ御作取可被成候、御公儀御年貢・御役等へ、我等さいきやう可仕候、右之本金返進申候へ、くろつち=御かへし可有候」(同-77)と述べているから、明らかに禁制の頼納質である。

第1・2表からもわかるように、寛永20年幕府の田畑永代売買禁止令後も永代売は盛んに行なわれている。質入が存在したことは、さきの頼納質の例からも明らかであるが、加納藩領ではほぼ18世紀半ば（日置江村では半ば過）頃まで、土地移動の中心は永代売であったと思われる。日置江村の最も古い例をあげてみよう。

永代売渡し申畑之事

上畑貳畝余

屋敷也

右ハ卯ノ御年貢相詰リ付、右之屋敷金子三分ニ相定永代売渡し、金子匁ニ請取、御年貢ニ指上申処実正也、自然御公儀様御国替其外何様之義御座共、於此地ニ子孫至迄少も違乱申間敷、高ノ義ハ本帳相改相渡し可申、さかい者先年通、みぞ半分如何かと申事有之共、其方ヘハ六ヶ敷事かけ申間敷、為後日仍而一札如件

(1675)
延寶三年

日置江村庄屋

孫 三 郎 印

卯ノ十一月廿一日

与頭

太 左 衛 門 印

同

七 郎 兵 衛 印

本人

加 太 夫 印

五 介 殿

きも入

源 五 兵 衛 印

この証文で注目すべき点の第一は、「御公儀様御国替其外何様之義御座共……少も違乱申間敷」と記していることである。17世紀美濃地方では、「御代官替り・御徳政参候共……違乱申間敷候」とのいわゆる徳政文言のあるものがかなり多く存在している。⁽²⁾周知の如くこの徳政文言は、中世の売買・貸借・質入等の私的契約文書にしばしば記された特殊な形態の表現で、幕府その他の発する徳政令、すなわち貸借破棄令を用いないことを約定したものである。それが近世初頭にまでそのままち越されたものとみなされるが、幕藩体制確立期

に、従来の土地所有関係も変化してくると、こうした徳政文言にかわって、上記証文にみる如く、大名転封による国替や、代官交替、家臣の知行替、さらには「村方役人替」にまで言及する文言が登場するに至ったとみてよいであろう。こうした文言の記されない証文も勿論あるが、日置江・下佐波両村とも18世紀後半の天明期頃まで用いられている。

つぎに「高ノ義ハ本帳相改相渡し可申」としている点である。これは「帳切」とか「高切入」と称し、永代売でも質流でも、水帳(検地帳)に名請人名を貼り替え、土地移動を明確にすることである。村役人は土地移動を記した書留帳に各年毎「是迄〇年暮ニ高差引済」(寛延2一宝暦5年「田畑売買並質入手形書留帳」)として整理している。

Ⅱ 18世紀前期

質入・年季売(本物返) 永代売がひき続き土地移動 = 金融の中心であるが、証文形式もとくに顕著な変化は認められない。注目すべき点は、占有担保金融としての質入やその一種である年季売(本物返)⁽³⁾がみられることである。この質入・年季売が近世初頭から一般的に存在していたことは、前にも言及したが、それは寛永20年幕府の田畑永代売買禁止令にみる頼納質禁止からも明らかである。この土地金融形態は明治初年に至るまで行なわれているが、ここでは証文端書を年季売としている宝暦8(1758)年の例を示しておこう。

年季ニ売渡シ申田畑之事

一上田老畝拾歩

一同 老畝六歩

一上畑四畝拾老歩

メ 六畝廿七歩 所ハ宮西、本帳半左衛門分

代金三両三分也

右之通来卯ノ年メ巳之年迄三年季ニ売渡シ、代金髓ニ請取御年貢ニ上納申所実正也、来卯之年メ其方江御扣被成、御年貢諸役共ニ御勤可被成、巳之暮ニ本金返弁仕ハム右田地御戻シ可被下、巳暮ニ本金相済不申ハム後々迄御

扣ニ可被成_レ、於此田畑我等義ハ不及申子、孫、迄申分無御座_レ、為後日証文
仍而如件

宝曆八年

下佐波村本人 円 六 ⑩

寅十二月

同村証人 孫 四 郎 ⑩

利平次殿

(裏書)

表書之通相違無之_レ 以上

庄屋源兵衛 ⑩

円六は田畑6畝27歩を代金3両3分、3ヵ年季で利平次へ売渡し、買主は「高切入」を行なって、期間中その土地の名請人となり年貢諸役を負担する。売主は季明けに本金3両3分返金すれば田畑を請返すことができ、それが不可能の場合は質流となる。買主は、期間中その土地を自作してもよいし、売主又は別人に小作させてもよい。作徳又は小作料から年貢諸掛を控除した部分が、本金の利子に該当するわけで、占有担保金融としての質入と本質的に差異はないのである。⁽⁴⁾

質地小作 こうして質入・年季売の展開は質地小作の展開をみる こととなる。ここで先ず寛保3 (1743) 年の史料をあげてみよう。

質流ニ相渡シ申田地之事

泉地

一中田九畝拾四歩

代金弍両銀拾弍匁也

右之通質流ニ相渡シ申所実正也、然上ハ来子之年、其方江御扣被成、御年貢諸役共ニ御支配可被成_レ、於此田地家、義ハ不及申何方、茂後日ニ申分無御座_レ、為後日証文仍而如件

寛保三年

下佐波村本人 庄 七 ⑩

亥十二月廿五日

同村証人 文 藏 ⑩

利平次殿

右之田地直私請作仕此究

一九畝拾四歩此請米壹石貳斗

但シ壹反 = 付壹石貳斗六升七合之割

作人 庄 七

この証文は「質流 = 相渡シ……」となっているが、この文言は慣用されたに過ぎず、質入とみなされる⁽⁵⁾。すなわち庄七は、金2両銀12匁で利平次に質入した中田9畝14歩の「田地直私請作」し、1反につき1.267石の割で、小作料1.2石ときめているわけで、無年季の質地直小作とみなされよう。

この点つぎの史料によれば一層明確となる。

質流 = 相渡シ申畑屋敷之事

宮西かへ口

一中畑貳畝拾八歩

代金壹両也

一屋敷四畝拾貳歩

一藪廿五歩 納竹下、唐八分

代金四兩ト銀三匁也

右之通質流 = 相渡シ申所実正也、来丑之年、其方御扣 = 被成、御年貢諸役、御勤可被成、於此畑屋敷我、儀ハ不及申何方、茂申分無御座、為後日証文仍而如件

(1756)

宝曆六年

子ノ十二月

下佐波村本人 源 右 衛 門 ㊤

同村証人 銀 藏 ㊤

利平次殿

右之通質流 = 相渡シ申得共、来丑ノ年、巳之年迄五ヶ年之内、請米相勤、其上本金返済仕ハム、畑屋敷御戻シ可被下、為其如此 = 御座、以上

覚

かへ口

一中畑貳畝拾八歩

此請作年式斗五升

一屋敷四畝拾貳歩

此請作米七斗

一藪廿五歩

此請金納錢百文

右之通我、請合年々急度相勤させ可申、若壱ヶ年少成共滞り、私、相勤可申、藪ハ古竹伐、若竹並ニ木ハ伐り申間敷、為後日請合如斯ニ御座以上

宝暦六年

子十二月

下佐波村本人 源 右 衛 門 ⑧

同村証人 銀 藏 ⑧

利平次殿

下佐波村源右衛門は、中畑 2 畝18歩、屋敷 4 畝12歩、藪25歩を金 5 兩銀 3 匁で、利平次へ 5 年の年季売に出し、その期間中「請米相勤」める直小作となっている。そしてこの土地にたいする小作料を年米 9 斗 5 升錢100文と定め、本人滞納のときは証人銀藏が代って納入することを契約している。

以上の諸例から、この時期、質地小作が一般的に展開していたものと思われる。

Ⅲ 18 世紀 後 期

「高切入」における永代売と質流との区分は判明しないが、下佐波村ではこの時期（日置江村ではこの時期の半ば）に、両者の比率が逆転して、質流が土地移動＝金融の中心となっている。証文形式は、従来の「御公儀様御国替……」等の文言は次第に減少し、それに代って「書面之地所高切入……其方江御扣被成、御年貢諸役共ニ御支配可被成」と、名請人の変更と年貢諸役の負担責任

者を明確にする文言が記されるようになっていく。

書入（Ⅰ・Ⅱ）——非占有担保形態 この時期の土地金融として注目すべき点は、占有質としての質入・年季売と共に、新しく非占有担保金融としての書入が出現していることである。先ずその第一形態（書入Ⅰ）の例を示してみよう。

質流＝相渡シ申田地之事

小はし

中田九畝拾貳歩半

代金壹兩貳分

右之通質流＝相渡シ申所実正也、来寅之年其方江御扣被成、御年貢諸役、御勤可被成、於此田地家ノ義ハ不及申何方ノ茂申分無御座、為後日証文仍而如件

(1757)

宝暦七年

丑十二月

下佐波村本人 長右衛門 ㊦

同村証人 茂三郎 ㊦

市兵衛殿

右之通質流＝相渡シ申得共、来寅之十一月限、金壹兩ニ付銀拾匁ツム利足ヲ加へ、元利返済仕ハム、右之地所御戻シ可被下、以上

(裏書)

表書之通相違無之以上

庄屋 源兵衛 ㊦

組頭 三之丞 ㊦

同断 八右衛門 ㊦

この証文で注目すべき点の第一は、「質流＝相渡シ申」すとしながら、翌年11月限りの「返り証文」となっていることである。したがってさきにも述べた如く、この文言は慣用であり、質入したものが請戻困難のための質流証文ではない。第二は、期間が短いことである。この種の証文の期限は、ほとんど1

年以内であり、なかには1～3ヵ月の例もある。第三に最も注目すべき点であるが、「金壹兩=付銀拾匁ツ、利足ヲ加へ」、元利返済を規定していることである。『徳川幕府県治要略』(292頁)によれば、「田畑を担保とし金員を借用し、利子を支拂ふことを約するを書入と云ふ。書入は質入に類似すと雖も、書入は利子を拂ふて借金し、田畑は単に担保に止るもの、質入は金員貸借期間、田畑を貸主に預け、耕作の権利を付托し、其収穫を以て利子に充つるもの、全く其趣を異にせり。」と書入・質入の区別を明確に規定して⁽⁶⁾おり、この証文が書入であることがわかる。第四にこの証文では、一見して金主が名請人となり、年貢諸役負担者となるようにみえるが、「書留帳」と照合すれば、この種の証文はすべて「高切入」とはなっておらず、「書入」となっていることである。すなわちその土地の名請人で年貢諸役を負担者は借主であり、期限がきて元利返済すれば、書留帳に「済」と記載され、更に継続するときは証文の「仕(書)替」がなされるのである。以上の諸点から、この証文が非占有担保金融としての書入であることは明らかである。少し後には、この証文の期限・利子などを規定した但書の部分が、本文に組み込まれ、さらに「若其節少したりとも相滞^レハム、右之地思召=御取斗^レ可被成^レハ」とか、「書面之地所 御勝手次第=可被成^レハ」といった年季過ぎの質流規定をつけ加えるに至っている。

つぎに書入第二形態(書入Ⅱ)の例をみておこう。

借用申金子之事

一金壹兩三分ハ 本金也

此質物

屋敷壹反拾五歩之内

五畝七歩半

藪五畝拾四歩半之内

式畝廿式歩

右之通屋敷藪共=質物書入、金子^ニ借=借用仕御年貢=上納申^レ處実正也、来亥十一月限=本金=式割之利足^ヲ加へ、元利共急度返済可^レ仕^ハ、若元利之内少=

而茂滞りハハム、右質物屋敷數共ニ其方江御扣可被成ハ、其節違乱申間敷ハ、
為後日証文仍而如件

(1754)

宝暦四年

戊十二月廿五日

下佐波村かり主 善 右 衛 門 ㊦

同村証人 勘 右 衛 門 ㊦

利平次殿

この形態が書入であることは説明を要しないであろう。書入(Ⅰ)との相違の第一は、証文形式上、「本金」が冒頭に記され、土地は単なる担保物件に過ぎないことをより明白に示していることである。第二として、これも形式上とはいえ、期限後元利金返済が滞った場合、はじめて担保物件の名請人変更を規定していることである。この形態を書入第二形態=書入(Ⅱ)とした。書入からの質流は当然存在し、最も早い例は既に享保9年にみられる⁽⁷⁾。この場合質流の可能性は、書入(Ⅰ)が書入(Ⅱ)より大であることはいうまでもあるまい。

以上にみてきた書入は、占有質としての質入・年季売とは異り、より進んだ非占有の担保形態である。この書入形態が、この時期に登場してくることは、18世紀半ば以降、当地方に綿業を中心とする商品生産流通が本格的に展開し始め、農民階層分化が進展してくることと照応するものとみなしてよいであろう⁽⁸⁾。

Ⅳ 19世紀前期

土地金融と土地集中との分離傾向 19世紀に入ると、下佐波村では「書留帳」が比較的揃っているので、かなりくわしく土地移動=金融の時代的性格を知ることができる。第2表を一見すれば、化政期からとくに天保期に、種々の形態の土地金融が活発に展開されていたことがわかる。永代売・質流の「高切入」や質入・年季売もかなり多いが、とくに注目すべきことは、書入形態(なかでもそのⅠ)が頻繁に行なわれ、また無担保金融も登場していることである

う。

永代売・質流の「高切入」や、質入・年季売などにみるこの時期の特色は、これまで1件当り規模が数筆5～6反歩を最高として、零細なものがほとんどであったが、反別1町歩以上のかかなり規模の大きい土地移動が出現していることである。例えば文化7(1810)年、嘉十郎(青木久八家)は、笠松新町の大間屋資本高島久右衛門へ、田畑反別1町1反6畝13歩(43筆)、高13.7075石を金56両2分で「質流=相渡」し、弘化3(1846)年、小左衛門は青木久八へ、田反別1町2反5畝18歩、高13.9233石を金43両銀2匁7トで、「当午冬^ノ亥年迄五ヶ年季」に売り渡している。

つぎに、最も注目すべき書入形態についてみておこう。表示の件数は、備考欄に記しているように仕(書)替された分を包含している。仕替については前にもふれたが、それは期限内または季明けの際、証文を書替え、契約を更新することである。書入の場合はほとんど1年以内の短期で、年貢納入前の11～12月中になされている。その際、段別・金額などの契約内容を変更しているものも若干みられるが、大多数はそのまま更新され、2回3回と仕替されている例も多い。なかには仕替の煩を避けるためか、「この証文五ヶ年かり切、地所ハ与市(書入主)扣居利足拂筈、依之五ヶ年借用」(文政4年)、「辰年^ノ来ル申年迄五ヶ年書入証文」(天保3年)、「但ッ三ヶ年季返リ証文、右ハ利息拂^ハ筈故高切入=不及」(天保5年)、「五ヶ年季書入証文、此証文五ヶ年相用暮^キ=利足差入^ハ筈、高ハ切入なし」(天保13年)等々の年季書入証文も存在する。これらの例からも、書入の場合は「高切入」を行わず、書入(借)主が名請人・年貢諸役負担者であることは明らかである。したがって金(貸)主は土地収益ではなく、貸付金にたいする一定の利子取得を主目的とするに至ったことを認め得るであろう。こうした事態は、質入・年季売も含めて、書入から質流とならず、かなり多くが請戻(書入の場合は返金して「済」)されていること(第2表備考欄)からも推測される。

また従来ほとんどの証文面が「御年貢渡世=相詰リ」、「御年貢金並=御未進

金差詰り」などとなっていたのが、「金子要用之儀=付」,「無抛入用 出来=付」などと変わっているものが多い。例えば当時紺屋経営に従事していた「応助 藍仕入=付金子借入呉様頼=付」, 庄屋青木源兵衛(応助は次男で分家)は「金子要用=付」, 文政6(1823)年, 田反別4反8畝16歩半, 高6.5328石, 翌7年田反別7反7畝23歩半, 高10.9178石を, 竹鼻の縞問屋商人大沢文助宛6ヵ月限りで書入, それぞれ20両・30両を借用し, 「万一限月至元利之内少たり共及遅滞=ハム, 右之質地其元江御扣被成, 御年貢諸役, 御支配可被下=ハム……若又地所御売拂被成度節ハ何時たり共, 壹反歩=付平均六兩割之直段=而加判之者へ引請, 代金無滞御差出シ可申=ハム」と, 期限後の質流か又はその地所の売払代金(1反歩平均6兩割)を支拂うことを規定している。さらに天保期頃には, 期間後の質流を規定せず, 「万一少たり共相滞=節ハ加判之者へ質物引請, 元利共速=御返済可申上=ハム」(天保3年), 「若元利之内少=而も滞=ハム, 右書入之質地証人方江引受, 金高都合致シ返済可申=ハム」(天保4年)などの例にみる如く, 書入主側でその土地をひき受け, 元利を代金で返済するようになっている。

地主・金貸業者相互間の土地金融も盛んに行なわれた。この点に関してのくわしい分析は別稿に期したいが, ここでは下佐波村青木久八家の場合についてふれておきたい。青木家は天保～弘化期頃, 綿織生産に従事し, 弘化2年には棧留機10桁, 年内生産縞約1500反を上加納御園町の織屋次兵衛へ販売している。⁽⁹⁾ 天保11年, 本田畑新田反別有畝1町4反5畝25歩(21筆), 高11.5994石の「小前反別帳」を添えて, 岐阜伊勢屋嘉右衛門へ書入, 50兩借用, 同12年, 田畑反別4反1畝10歩半(13筆)を山田彦四郎へ, 同4反1畝15歩半(10筆)を山田茂兵衛へ書入し, それぞれ30兩づつ借用している。逆に嘉永元年, 次木村江崎庄兵衛は田畑反別1町6反5畝24歩(30筆), 高20.279石, 上佐波村吉村七郎右衛門は田畑反別5反3畝25歩(17筆), 高6.703石を青木家に書入し, それぞれ100兩, 50兩を借用している。また弘化3年青木家は, 田畑有畝23町1反7畝, 石高165.3石余(出作共), 居家1, 土蔵2を「根質」として, 加納豪商尾関仁兵衛と共に, 紀州藩に書入し, 加納御園町に「紀州御国産総糸売捌所」を

設立している⁽¹⁰⁾。他方青木家は、この時期以降、質流も存在するが主として永代買の形態をとって、急速に土地集積を進めているのである。

以上にみてきた事態から、この時期当地方における、綿業を主とする商品生産流通の発展と農民階層分化の進展とを反映して、土地金融は、小作料取得を目的とする土地集積と、非占有担保形態の書入により、貸金利子を目的とするものとの分化する傾向を示しているといえよう。

講書入 化政・天保期頃には、村役人の地所や「惣高割」を担保として書入（Ⅰ・Ⅱ）し、「月並金かり入」、「加納宿場金かり入」、「御貸金拝借」などの名目による領主側からの村借用や、無担保金融としての貸借もかなり行なわれているが、ここでは当時盛んに行なわれていた、庶民金融としての頼母子講⁽¹¹⁾にたいする書入についてみておきたい。下佐波村での講の名称は、ほとんど頼母子講となっているが、なかには世利、寺、道具、永代、牧田等の名称が付されているものもある。頼母子講書入の初見は寛延3（1750）年であるが、以来その書入規模は、「取足」10両で書入2反、同5両で1反前後の例が最も多く、他はそれ以下の零細なものばかりである。ところが文化14（1817）年には、取足25両、書入6反9畝18歩半の例がみられ、弘化4（1847）年には、同一講で取足100両のもの2件が出現している。その1例を「書留帳」からひいてみよう。

来ル巳年迄

講書入

六 番

下田四畝廿八歩半 九反田

（以下20筆略）

下田ノ壹反八畝廿九歩 此高貳石八升六合三夕

上田ノ貳反廿四歩半 此高貳石四斗九升八合

中畑ノ壹反九畝廿四歩半 此高壹石九斗八升壹合七夕

下畑ノ拾七歩 此高四升五合三夕

畝合五反八畝五歩

高合六石六斗壹升叁合三夕

代金百兩也

右之通質流=相渡シ講金書面之通隨=請取申處実正也、然上ハ当年末ノ御連中江被成御扣、御年貢諸役、御支配可被成、於此田畑=何方も少も取障無御座、然ル處来申年ノ来ル巳年迄会毎之節、利金拾貳兩ツム満講迄急度相勤ハム、右之地所御返戻可被下、若少ニ而も相滞ハハ、書面之地所を以御思召御取斗可被成、其節一言之申分仕間鋪、為後日証文仍而如件

弘化四年

未四月

本人 山田七左衛門

証人 彦 四 郎

青木久八講御連中

山田七左衛門は、青木久八講で「取足」100兩を受けとり、「既取分之懸銭」の支払義務を担保するため、田畑反別5反8畝5歩(21筆)、高6.6113石を書入し、「来申(嘉永元)年ノ来ル巳(安政4)年迄」の10ヵ年、「既取分之懸銭」に「取足」の利息12兩づつ、満講まで支払うことを条件に、上記の土地返戻を契約しているわけである。なおこの講会では、青木政之丞が全く同じ契約条件で「取足」100兩にたいし、上畑反別6反26歩半(12筆)、高7.306石を書入している。嘉永5(1852)年には、逆に青木久八は、山田七左衛門講へ「取足」50兩にたいし、下田反別6反6畝3歩(15筆)を書入し、「来丑(嘉永6)年ノ来ル酉(文久元)年迄、会毎ニ利金六兩ツム満講迄連々急度相掛ケ可申」と契約している。

これらの例にみてきた書入地所は、すべて請戻されており、この段階での講書入は、もはや頼母子講本来の相互救済的な性格からは逸脱して、必要資金取得のための地主相互の土地金融とみなし得よう。

地主小作関係 これまで土地金融と地主的土地集中との分離傾向についてみてきた。しかしながらこの時期、質入・年季売もかなり多行なわれていた。そのなかには勿論請返されるものもあったが、質流も存在し、土地金融と土地

集中との未分離の面があったことはいなめない。したがってこの段階においては、地主による土地集積が進展していたとしても、それは真に安定した基盤の上に立っていたとはいえないであろう。

地主小作関係の詳細については別稿に譲るとして、ここでは主として天保期の、土地移動＝金融形態との関連において、若干の点について言及しておくこととしたい。

天保2（1831）年のつぎの史料（「書留帳」）をみておこう。

拾ヶ年返り証文

高切入証文

一、屋鋪 六畝廿四歩 村中

此高八斗壹升六合

此有畝壹反貳畝歩

此掟米壹石三斗貳升

一、藪畝 四畝八歩

此納竹五寸八本と下唐貳束

此有畝七畝歩

此掟八斗四升

一、居宅 壹軒 但 長拾貳間
梁 三間

但シ湯殿雪隠並ニ建具_ハ不殘付

代金 三拾兩也

右之通質物相渡代金隨ニ受取 御年貢御皆納申処実正也、然上ハ当卯年ヨリ貴殿江御扣被成御年貢諸役並家相続_ハ御支配可被成_ハ、右質物ニおいて私義ハ不及申脇_ハも毛頭取障無御座_ハ、為後日証文仍而如件

天保貳年

卯二月

本人 青木五兵衛 ㊤

親類惣代証人 政之 亟 ㊤

中佐波村組頭証人 杵右衛門 ㊤

上佐波村組頭証人 勘 右 衛 門 ⑧

下茜部村 竹内義左衛門殿

添証文之事

今般別紙証文之通質物相渡申処実正=御座_レ、然上ハ当卯年_ノ来ル子年迄十ヶ年之内ハ、右質物御年貢諸役並=家守_ノ私_ノ相勤、貴殿江少しも御迷惑懸ヶ申間鋪_レ、且又右質地御加地子並=家賃料として年々金壹兩貳分ツ_レ極月廿五日限=無相違相納可申_レ、万一右御加地子料之内少=而も及遅滞_レ節ハ、私江御沙汰被成下_レニハ及不申_レ間、貴殿御心儘=御取_レ斗_レ可被下_レ、尤前件之通拾ヶ年之内、別紙証文面之通、元金三拾兩也返済仕_レハ、右質物之品々不殘私へ御戻シ可被下_レ御引合=御座_レ、為後日添証文仍而如件

(以下年月、署名、捺印同じ故省略)

この証文は、当時没落して「身上方切替=而小高=」になっていた下佐波村庄屋青木五兵衛⁽¹²⁾が、隣村下茜部村の大地主竹内義左衛門にあてたものである。屋敷6畝24歩、藪4畝8歩、居宅1軒を30兩で10カ年の年季売とし、その期間中「加地子」⁽¹³⁾(小作料)・家賃料として「年々金壹兩貳分ツ_レ」を支払う直小作を契約したものである。しかも年貢諸役は質入主が負担するのであるから、頼納質の形態をとっている。こうした形態の存在は、それが特殊事情下の例外的存在であったとしても、地主制形成の面からみて地主の不安定性を物語るものと思われる。なお青木五兵衛は、すでに3年前の文政11年、同じく竹内義左衛門にたいし、田畑反別7反6畝22歩、高8.9295石(掬米10.1石の「田畑小前帳」付)を30兩、3カ年の年季売としている。そして「右地所之義子年々寅迄三ヶ年之間拙者預り高=いたし置、御年貢諸役_ノ支配仕、年々為加地子米三石貳斗ツ_レ相納申度段々御頼申入御承知被下_レ、然上ハ豊凶=不抱御引合之通急度相納可申_レ」とある如く、その3年間「預り高」として年貢諸役を負担し、期間中年3.2石の小作料を契約しているので、前例同様、頼納質形態の直小作であるとみなされる。

つぎに天保4年の史料をあげてみよう。

○高切入 五ヶ年返り証文

但し別高=致置_レ事

一、屋敷貳畝拾九歩半 村中

高三斗壹升八合

代金三兩貳分也

右之通質地相渡、代金髓=受取、御年貢上納申_レ処実正也、然ル上ハ当巳之四月_ノ来ル_レ戌之四月迄之内=何時=而も書面 元金返済仕_レハム、質地私江御戻シ可被下_レ、尤借用中年々私_ノ高捌=仕 金壹兩=付_レヶ年=米八升ツ、加地子米として急度相渡可申_レ、為後日証文仍而如件

天保四年

本人 小 八

巳四月

証人 周 八

○太四郎殿

小八は、太四郎にたいし、屋敷2畝19歩半、高3.18斗を、代金3兩2分で、「当巳之四月_ノ来ル_レ戌之四月迄（五ヶ年）之内=何時=而も」元金返済すれば、質地請戻のできる年季売としている。そして「借用中年々私_ノ高捌=仕、金壹兩=付_レヶ年=米八升ツ、加地子米（小作米）」を渡す直小作契約を結んでいる。高切入の箇所と金（貸）主太四郎に○印を付し、小八から太四郎へ「高切入」をしたことを明確にしているが、但しそれは太四郎の「別高」とされている。つまり5ヶ年の内「何時=而も」請返されるのであるから、太四郎は本来の自己所持地と区分して、別高としているわけである。期間中「年々私（小八）_ノ高捌=仕」との意味は、不明であるが、文化9（1812）年申10月に「高切入」した例2件に、「右高ハ当（文化9申年）くれ切入高さバキ=いたし、地所ハ来酉年（文化10年）_ノ渡ス」とあることからみて、期間中の年貢諸役を、売（借）主小八が負担する頼納質を意味するものとみなされる。

「高切入」をしながら、それを「別高」とした例は、天保8年にもみられる。同年正月佐平治は、田畑反別7畝6歩半（3筆）、高8.845斗を代金5兩で、青木久八へ「五ヶ年切」の年季売をしている。ところが久八は、この高を従来

の所持高と区別して「別高」とし、翌9年3月、金1両を追金して買取り、「右ハ先達而高切入=相成居間、高差引なし、別高=相成有之故一緒=致ス事」として、始めて確実な自己所持高とし、従来の所持高に組み込んでいる。

以上にみてきた諸例から、われわれは当地方のこの時期における、地主・小作関係の性格や、地主的土地所有の不安定性を認めることができよう。したがってこの段階では、いわゆる第二次名田小作の一般的展開、ないしは地主制の成立をいうことはできず、質地小作から第二次名田小作への一般的転移の過渡期とみなし得よう。

V 19世紀後期

この時期に入って、前にみた土地金融と地主的土地集中との分離傾向は、さらに促進され純化されていったものとみなされる。すなわち土地移動=金融の件数は、全般的にみて、化政=天保期とくらべて、明らかに減少しているが、とくに質入・年季売の減少に注目しておきたい。なかでも天保期までかなり存在していた「無限返り証文」は、嘉永5年の1例をみるに過ぎない。さきにみた頼納質形態の直小作、「高捌」、「預り高」、「別高」等の例は全く姿を消している。それらのことは「仕替」数の減少とともに、天保期と比較して相対的に、「請戻」（書入の場合は返金して「済ミ」）件数の増加に現象している。また書入の場合、「金子要用=付借用」し、季明けに質流を規定せず、元利を代金で支払う形態が著しく増大している。証文のみによって集計した日置江村の場合（第1表）、永代売はあらわれていないが、下佐波村の場合（第2表）、すでに弘化期以降、質流の減少、永代売の増加傾向を、明確にみとることができるであろう。

地主相互の土地移動=金融や無担保金融も盛んに行なわれ、さきにみた件数の減少は、1件当り規模の拡大となっている。第3表は弘化期以降の主なものを、証文、書留帳により表示したものである。ここに登場するものは主な地主のみであり、こうして地主は、一方利子取得による、貨幣増殖を意図する土地金融を盛んに行ないながら、他方有利な小作料収取を目的とする土地集積を進

第3表

下佐波村地主相互の土地移動 = 金融

(弘化期以降)

年 代	形 態	地 主 (借主)	金 主 (貸主)	反 別 (反)	石 高 (石)	金 額 (兩)
弘化3 (1846)	年季売	小 左 衛 門	青 木 久 八	田 12.518	13.9233	43. 銀2匁7
"	書入(1)	青 木 久 八	紀 州 藩	田畑 231.3 (他=居家 1 土蔵 2)	165.3	? (総糸売捌所設置)
4 (47)	講書入	山 田 七左衛門	青 木 久 八 講	" 5.805	6.6113	100.
"	"	青 木 政之丞	"	" 6.0265	7.306	100.
嘉永1 (48)	書入(1)	次木村 江 崎 庄兵衛	青 木 久 八	" 16.524	20.279	100.
"	"	上佐波村 吉村七郎右衛門	"	" 5.325	6.703	50.
5 (52)	高切入	山 田 七左衛門	山 田 茂兵衛	田畑 5.9035	7.4629	129.2 銀9匁77
"	無担保	青 木 久 八	加納 尾 関 市兵衛			50.
"	講書入	"	川 田 七左衛門講	田 6.603	?	50.
安政5 (58)	無担保	"	左 合 昇 哉			70.
文久1 (61)	永代売	観 音 寺	青 木 久 八	田畑 8.5265	9.4919	80.
慶応3 (67)	高切入	山 田 俊 平	"	" 14.318	17.1933	243. 銀37匁5
明治3 (70)	譲渡売	下西部村 竹 内 与一郎	"	" 8.416	10.5941	108.

近世土地移動の時代の性格

めたものとみなされる。

旧稿において、美濃縞地帯を対象に、「幕末維新时期における農民諸階層の存在形態⁽¹⁴⁾」についてみた。そこでの一応の要約は、天保期以降、とりわけ開港を契機とする幕藩制的市場関係の変質、原蓄過程の進展のなかで、一方農業面での地主・富農とその雇傭労働（年季奉公人・日雇）、綿業でのマニファクチュア・織元問屋とその雇傭労働（年季奉公人・反織労働者）や、出機制下に編成される資本主義的家内労働などの諸関係にみられる、いわゆるブルジョア的分解の方向と、他方地主小作的分解の方向とは並有し、複雑に絡みあって展開している。開港後、とくに永久一慶応期頃には、その傾向は一層促進され、小作人も次第に地主層に対立する一階層として形成されてくるに至り、ほぼこの時期に、地主制形成の第一段階に達したものとみなされるとした。これまで土地移動＝金融形態とその時代的性格を分析してきた限りにおいて、上記の見解は、ほぼ容認されるのではなかろうかと思われる。

丹羽邦男氏は、畿内とくに大阪周辺地帯では、「天保期以降すでに流地→土地取得のための土地金融つまり金融と土地集中が未分離な形態は姿を消し、…土地金融と地主的土地集中とは、一は一般農民・地主金貸業者・領主と貸付の対象を拡げつつ貨幣増殖の追求、他は、採算にもとづく有利な土地＝小作地取得⁽¹⁵⁾というそれぞれ独自の活動を展開している」とされている。この見解を検証すべく、中村哲氏は、泉州大鳥郡赤畑村その他を対象に「土地集積の時代性格」を分析し、「地主・小作関係は一八世紀中期を画期として質地小作から第二次名田小作（明治の普通小作）に移行した」とみなされている⁽¹⁶⁾。同氏の見解が、一般的に畿内農村に該当されるものとすれば、筆者が分析を試みた美濃縞地帯は、これまで土地移動＝金融の時代性格をみてきた限りにおいて、畿内より凡そ30年ほどの後進性が認められるように思われる。

注 (1) 拙稿「近世農村における身分的階層制と村方騒動」（『岐阜 経済大学 論集』Ⅱ－1）

(2) 徳政文言は、『新修大垣市史』史料篇536—7頁承応元（1652）年、『岐阜県史』通

史篇近世上1024頁 延宝3 (1675) 年、『同上』史料篇近世1—82頁 享元 (1684) 年、同一74元禄2 (1689) 年、同一76天保15 (1844) 年等の証文にみられる。

中村哲『明治維新の基礎構造』330頁に泉州大鳥郡赤畑村の慶長12 (1607) 年の例が示されており、この徳政文言は近世初頭全国的にみられたようである。上記天保15年のものは、時期的にみて全くの特例に属するであろう。

- (3) 中世においては、本物返と年季売とは区別されたが、近世では、両者の区別が不明瞭となった(『日本経済史辞典』下巻1271頁)、『地方凡例録』によれば、関東では年季売、関西では本物返と称したとしているが、美濃地方では、両者が混用され、実質的な差異は認められない。本稿では、証文端書に記された例から、年季売を統一的に用いることとした。
- (4) 近世においては、占有担保金融としての質入と年季売とは本質的に異ならず、両者の区別は頗る困難である。ただ重要な相異は、質入が享保以後法定期限(10ヵ年)を附されたのに対し、年季売には期限の法定がなかった点にある。両者とも請戻によって田畑が地主の所有に復帰するので、田畑永代売買禁止令に抵触せず、したがって両者は並び行なわれたが、特に年季売は法定期限がないので、右の禁制を回避する手段として、盛んに利用されたようである。(『前掲辞典』下巻1521—2頁)
- (5) 「質流=相渡シ申」という文言は、質入・年季売(本物返)にも慣用されている。したがって証文の端書のみでなく、内容から質流と質入・年季売とを区分しなければならぬ。また田畑永代売買禁止令を回避する意図の下に、証文面を質流の如くにして、実際には永代売の場合もある。
- (6) その他『地方凡例録』、『前掲辞典』上巻 224頁参照
- (7) なかし田之事

右ハ辰御年貢=指詰リ申=付、前方書入田、所ハ五反長=而上田四畝余之処、金子沓両沓分銀六ト=永々其方へなかし申所実正也、自然御国替又ハ何様之儀出来共、此田=において少も違乱申間敷、来巳之暮=其方高へ御入可被成、為後日証文仍而如件

(1724)

享保九年

辰之極月廿三日

日置江村売主 伊 兵 衛 ㊤

同村きも入 弥 平 ㊤

五符田善右衛門殿

(裏書)

表書之通相違無之以上

庄屋 孫 三 郎 ㊤

(8)(9)(10) 拙稿「近世後期における農村工業の展開過程」(『前掲論集』Ⅰ-1)、「商品生産の展開と農民階層分化の概観」(『同上』Ⅴ-1)

(11) 周知の如く頼母子講は、鎌倉時代非営利的の互助的融通組合として出発した。

すなわち成員中の困窮者に、一団の人々が集って少しづつ金穀を醸出し、これを融通して相互に救済する方法であった。それが室町時代に入ると担保付、利息付となり、無尺講と実質上の区別はし難くなった。

講の組織は親(親方)と称する発起人(1人又は数人)があって、これが数人ないし十数人の仲間を募集して一つの組合を組織し、組合規約を作製する。毎年2~3回定期的に会合し、毎会一定の金銭(懸銭)又は其の他の財物を醸出し、これに対し入札(又は抽籤)によって落札者を定める。一度落札して「取足」(借受ける金銭又は財物)を受けた者は、その後は自己の懸銭を出す義務のみを負担し、他の者はその後の講会で何時でも入札を行なう権利を保留した。前者は「既取分之懸銭」の支払義務を担保するため質物を差入れ、既取分之懸銭に取足の利息を付けて支払うのである。講中の全員が悉く取足をとった時、その講は終結し満講となるのである。

(『前掲辞典』上巻494~5頁参照)

(12) 天保2年から同4年にかけて、下佐波村では、脇百姓層が結束し、村政改革を要求する村方騒動がおこっている。頭分筆頭庄屋青木五兵衛は、その攻撃の第一目標とされ、庄屋退役となっている。この青木家は、すでに先代源兵衛の文政期頃より没落傾向をたどっており、天保元年には「身上方切替=而小高=」になっている(拙稿「前掲論文」『前掲論集』Ⅱ-1)。居宅までも含む、竹内義左衛門宛のこの高切入証文もその一環とみなされる。

(13) 「加地子」 中世においては、本来の地子を定地子又は本地子と称したのに対し、仏寺の供養法会、神社の修築等のため特に加徴するを加地子と称した。徳川時代に至りては、小作料の代名詞として用いられるに至った。「加地子米」は小作料の別名。(『同上辞典』上巻236頁)

(14) 『前掲論集』Ⅴ-3

(15) 丹羽邦男『前掲書』

(16) 中村哲『前掲書』第七章第二節